



# 会 議 録

文教厚生常任委員会

令和4年9月8日（木）

開 会	
委員 長	<p>本日の出席議員は7人につき、定足数に達しております。          ただいまから、文教厚生常任委員会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">( 9 : 5 3 )</p>
委員 長	<p>これから、本日の会議を開きます。          これより、本委員会に付託されました2件の請願審査を行います。          まず、請願第3号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を議題とし、審査を行います。          まず、本日の出席者をご紹介します。          請願者の福岡県教職員組合朝倉支部より、支部長、富安ひとみ様。</p>
富安支部長	よろしくお願ひいたします。
委員 長	紹介議員の山本久矢議員。
山本久矢議員	お願ひします。
委員 長	担当部局として、教育課長。
教育課長	よろしくお願ひします。
委員 長	<p>以上の方々です。お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。          次に、請願趣旨について請願者の説明を求めます。          よろしくお願ひします。</p>
富安支部長	<p>福教組朝倉支部で支部長をしています富安です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、筑前町議会におかれましては、これまで幾度となくこの請願を採択していただき、ありがとうございます。今年もこういう機会を与えてくださり、感謝申し上げます。</p> <p>さて、請願事項は次の2点です。</p> <p>中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討するとともに、加配教員の増員など、教職員定数改善を推進すること。</p> <p>2点目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。</p> <p>以上です。</p> <p>請願の趣旨を説明いたします。</p> <p>まず、請願事項1点目についてです。</p> <p>昨年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられることになり、3年生までは35人学級が実現できました。しかし、現在、小学校4年生以上は今までどおり40人学級で過ごすこととなります。例えば、中牟田小学校の例を挙げると、4年生は現在39人、38人の2クラスです。</p> <p>現在はコロナ感染症対策のため、机は隣と一定間隔を空けなければなりません。加えて、今年からタブレット端末を1人1台持つことになり、机の横にタブレットを常時置いておくスペースが必要になりました。そうすると、もう教室の中の移動すら容易ではありません。40人では多過ぎるというのが現場の実感です。</p> <p>今後は小学校にとどまることなく、中学校、高校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、取りあえず35人の第一歩を踏み出したけれど、それは少人数学級にしたほうが子どもたちの学びはよ</p>

	<p>くなる、学校が楽しくなる、子どもたちが明るくなったなど、多様な評価をしていた だいて、その成果を中学校、高校へとつないでいくことが必要だと思っていると、中・ 高における少人数学級の必要性についても述べられています。</p> <p>次に、教職員定数改善推進について述べます。</p> <p>学校現場での、今、一番の問題は、何といても教員不足です。文科省の調査によ ると、昨年4月の始業日時点で2,558人が計画どおり配置されていなかったこと が分かりました。筑前町でも、現在、各学校で定員欠の状態が続いています。</p> <p>また、学校現場では、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、 子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保 することが困難な状況となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策に伴 い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するた めには、加配教員や少数職種の配置を増やすなど、教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>次に、請願事項2点目について説明します。</p> <p>筑前町では他地区に比べても教育に多くの予算をかけてもらっていることに、本当 に感謝申し上げます。本町のように、自治体によっては厳しい財政状況の中、独自財 源により人的措置を行っているところもありますが、そうできない自治体も少なくは ありません。このように、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。子 どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請 です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担 率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた 財源保障をし、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き 上げることを要請いたします。</p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は重要です。社会づ くりやまちづくり、未来を担う人材と社会の主体性を育てるためには、子どもや若 者の学びを支援していく必要があります。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において上記事項が実現されるよう、意見書提出 を請願いたします。請願の趣旨をご理解の上、意見書の採択をお願いいたします。 以上です。</p>
委員長	<p>以上で請願者からの説明が終わりました。</p> <p>次に、紹介議員からの説明を求めます。</p>
山本久矢議員	<p>ただいま説明があったとおりでございますが、私としては、もちろん同じ意見でござ います。35人少人数学級、小学校はもちろんですが、中学校、高校も早期実現が 必要だと思っております。</p> <p>皆様に十分に請願の趣旨をご理解いただいて、意見書の採択をお願いしたいと思っ ております。いい方向に向かうことを願いたいと思います。</p> <p>以上、紹介議員、山本久矢です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>ほかに補足説明がありますか。</p> <p>(なし)</p>
委員長	<p>以上で関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、請願第3号に対する質疑に入ります。</p> <p>請願者、紹介議員、担当部局に対して質疑がありましたらお願いします。</p> <p>はい、どうぞ。河内委員</p>
河内委員	<p>教職員組合の皆さんが長い間継続して請願書を提出していただいて、時間がかかり ましたけれども、ようやく少人数学級に向けて国も動き出し始めたと言えるんじゃない</p>

	いでしょうか。今後とも、さらなる少人数学級を実現するため、請願書を提出していただきたいと思いますが、これから先もですね。その辺はどのように。
委員長	どうぞ。
富安支部長	ぜひともそういうふうの実現に向けて、請願、周りへの意識とかも上げていきたいなというふうに思っています。 これからどうぞよろしく願いいたします。
委員長	ほかにありませんか。 どうぞ、山本一洋委員
山本一洋委員	請願の理由は分かりましたけれども、現在、中学校、高校で、ここにある1番目の35人学級要望を行っている実態というはあるんでしょうか、行政のほうに。実態。
富安支部長	現在のクラス人数ということでしょうか。
山本一洋委員	はい。中学校、高校の実態はどんなふうになっているんでしょうか。他自治体。県下でもいいですし、全国的な状況。実態はどんなふうになっておりますか。
富安支部長	定数が40人までですので、38、39人というのは、人数が上がればそういう学級になると思います。ただ、学年数が少なく、それをクラスで割ったときに30人前半になることは多々ありますけれども、1学級の人数が、例えば80人であれば30人弱になるんですけれども、これが79人とかになると、もう39、38人みたいな感じになります。 加えてもう一つ、ちょっとここで申し上げたいのが、特別支援学級というのがあります。そこにもし、例えば39人、40人のところに特別支援学級の子が在籍しても、それは通常学級の中の人数としてはカウントされません。だから、実質は42とか43になる場合もあります。今、特別支援学級の子どもが、ご存じのとおり急増していますので、1学年に5人も6人もいる、そういうところがありますので、実際は40人を超すというところも自治体としてはあります。
委員長	ほか、ありますか。 今の山本一洋議員の内容としては、現に35人学級が実現できてる自治体が、ほかの自治体でもあるのかという内容ですね。まあ、福岡だけでもなしに、全国的に見てもそういうところがあるだろうかというような内容と思うんですよ。そういった実態がちょっとあれば。
富安支部長	すいません、ちょっと自分が他地区のところ、他県のところを把握できていないんですけれども、やっぱり財政的に余裕があるというか、そういうところは自治体で教員を雇ってというところはあって、実質35人というはあるんですけれども、そうでないところのほうが多いかなと思います。 その後は必要があれば、また確認をしてお答えしたいというふうに思います。
委員長	分かりました。 ほかにありますか、どうぞ。
石橋委員	少人数学級もそうなんですけども、やっぱり今、教職員が足りないということで、先生の負担が年々増えてきているということで、やっぱり先生の精神的なじゃないんですけれども、先生が頑張ろうというか、やっぱり生き生きしてないと、それが生徒に響かないと思うんですよ。本当に先生ってすごい仕事なんだなって、夢や希望を持ってなられた先生たちばかりだと思うので、そういう先生たちの負担が、うちの町として、現状として、残業とかいろいろありますけれども、朝何時から夜何時までって、会社と違うので時間を制限できないと思うんですけれども、それは各学校には教育委員会のほうから指導なり何なりしていらっしゃると思うんですけど、現状としては先生たちの時間、遅くまでやってらっしゃるのか、いつぐらいまで現実やっていらっしゃるのかどうかというのが、教育課のほうでわかりますか。

教育課長	<p>分かります。</p> <p>大体、大まかには4、5、6が非常に多いんですけども、大体、報告が上がってきますのは、ほとんどの先生が50時間ぐらい超えています。50時間を超えてある感じですね。一番多い先生で80時間を超えてある方もいらっしゃる。なので、非常に学校の先生方の負担感というのは大きいんじゃないかなと思います。</p> <p>それで、教育委員会としても、働き方改革の指針を設けて、一定程度の時間の制限というか、そういったものについてはお示しをしていくと。意識改革というか、先生方の意識改革。</p> <p>ただ、もともとが非常にやる人が多いということですので、このあたりのところをいろいろ見ていってあげることが必要かなというところがあります。</p>
石橋委員	サポートとして、特に若い先生たちはまだ経験が浅いので、そういう先生たちに対してサポートとか、そういうのは各学校で。
教育課長	<p>そうですね、各学校でそういった、何て言うんですかね。</p> <p>研修制度とか、そういったものを設けてやってあるのは間違いないのは間違いない。</p>
富安支部長	委員長。
委員長	どうぞ。
富安支部長	<p>すみません、現場の様子をもう少し伝えたいというふうに思います。</p> <p>先ほど少人数指導教員ということで、例えば算数を中心に、筑前町内では1クラスを2つに分けて少人数でというところで、それぞれに加配が1名なり2名あるんですけども、現場の実態としては、今、病休者、育休者、そういうところに、人が来ないものだから、そういうふうな先生たちが担任のほうに回されるということで、実質その少人数がもう実現できていませんというのがあります。</p> <p>もうほとんどの学校が、筑前町内を見回してもそうかなというふうに思います。</p> <p>だから、1人で2つの仕事を掛け持つみたいなどころなので、本当に子どもたちに本来は手厚い教育が受けられるところのものが来ないという実態が、悲しい実態があるというのを現場のほうとして伝えたいと思います。</p>
委員長	ほかありますか。
寺原委員	いいですか。
委員長	どうぞ。
寺原委員	加配教員の増員ですけども、ちょっと私が、入ってきた情報では来年度、加配教員の増員についての予算が増えるというふうなことはちょっと聞いたんですけども、教職員組合とか教育課とかに何かそういう情報が今の段階で入っているのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。
富安支部長	ちょっと勉強不足で、そこはまだ把握できていません。
教育課長	加配のお話はちょっと私も、加配の分のお話は私もちょっとまだ聞いてないです。
寺原委員	今のところない。分かりました。
委員長	ほかありますか。
委員長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>以上で請願者からの説明が終わりました。請願者、紹介議員、教育課長の皆さんには、ここで退席をしていただきます。</p> <p>大変お疲れさまでした。</p> <p>(富安支部長、山本久矢議員、教育課長退室)</p>
委員長	<p>これより討論に入ります。</p> <p>まず、請願第3号に反対者の反対討論を許します。</p> <p>ありませんか。</p>

	(討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論を許します。
山本一洋委員	今、請願者の説明を聞いていて思いましたけど、小学校の35人学級についてもずっと何年もやってきて、やっと、今の話じゃ3年生までは35人でやっていく話もありますので、これもやっぱり請願をしていかなければならないというか、教育格差を生むという財政的な部分について、地域によって差が出るというのは私は問題だと思いますので、ぜひ請願を採択していいんじゃないかという賛成の立場です。
委員長	<p>以上で討論を終結いたします。</p> <p>これより、請願第3号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を採決いたします。</p> <p>請願第3号は、採択することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、請願第3号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書」は、採択と決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま採択しました請願第3号は、お手元にお配りした請願書の記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、意見書を提出者、委員長名にて発議いたします。</p> <p>また、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>ご異議ありませんので、そのように決定いたします。</p> <p>以上で、請願第3号の審査を終了します。</p>
休憩	
委員長	<p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:13)</p>
再開	
委員長	<p>それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:28)</p>
委員長	<p>これより、本委員会に付託されました請願第4号「消費税制度の適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営のための適切な措置を国に求める請願書」を議題とし、審査を行います。</p> <p>まず、本日の出席者をご紹介します。</p> <p>請願者の公益社団法人筑前町シルバー人材センターより、事務局長、倉掛俊一様。係長、小池真徳様。紹介議員の木村博文議員。担当部局として、福祉課長。以上の方々です。</p> <p>お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>次に、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。</p> <p>事務局長、倉掛俊一様、お願いします。</p>

倉掛事務局長	<p>大変ご無沙汰しておりました。本日は、深野委員長をはじめ、文教厚生常任委員の皆様にはお時間をとっていただき大変ありがとうございます。</p> <p>今回請願を提出いたしましたのは、消費税法の改正によりまして、令和5年10月に導入予定のインボイス制度、これに大きく影響をセンターのほうが受けることになりますので、その影響で事業運営が困難になるというセンターの状況をご理解いただいて、センターの切実な声を国へ届けてもらいたいという思いで提出をしております。</p> <p>それでは、趣旨について、資料に基づき説明をいたします。</p> <p>まず前段で、インボイス制度について簡潔に説明をいたしますので、国税庁の資料、「消費税の基本的な仕組み」ということでありますけど、こちらの資料をご覧くださいと思います。</p> <p>1ページのほう、消費税とはということでもありますけど、2段目になります。2段目の段落でございますが、最終的に商品等を消費し、また、サービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付しますということで、事業者が税務署に納付することになります。この事業者について、消費税法上2つの事業者に分かれます。下段のほうで、用語ということで課税事業者と免税事業者とございますが、この2つの事業者に分かれます。</p> <p>課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要がありますということで、これが課税事業者ということになります。</p> <p>その次ですが、課税売上高が1,000万円以下の事業者については消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要はありませんということで、これが免税事業者になります。免税事業者でも課税事業者となることを選択することができますということになっております。</p> <p>裏をご覧くださいたいんですが、納税する消費税額の計算方法ということで計算式がございます。課税売上げに関わる消費税額から課税仕入れ等に関わる消費税額を差し引いて計算するというもので、この引き算を仕入税額控除というふうに言うものでございます。</p> <p>中ほどになりますが、現在、仕入税額控除について行うには区分記載請求書等の保存というのが要件となっておりますが、令和5年10月からについては適格請求書いわゆるインボイス等の保存、これが要件となってまいります。これをインボイス制度と呼ぶこととなりますが、この適格請求書等保存方式が開始されるとどうなるかということで、1つ目の丸、適格請求書は登録を受けた事業者のみが交付できますということで、この登録を受けた事業者というのが課税事業者というふうになります。これに対して、じゃあ免税事業者はということで、免税事業者は登録ができない。したがって、インボイスの発行もできないという状況になります。</p> <p>これを前提として、次の、もう一枚の資料、「シルバー人材センターにおけるインボイス制度の影響と課題」ということで、資料がございます。こちらの資料をご覧くださいと思います。上からずっと説明してまいります。</p> <p>まず1番の前提ということで、消費税の取り扱いがございます。年間課税売上高1,000万円以下の小規模事業者は消費税納税が免除されているということで、センターの会員はこれで免税事業者であり、これにより納税が免除されており、インボイス制度導入後においてもこの免税の基準は変わらないということがございます。</p> <p>2番目の、現行はどうなっているかということで、取引相手が課税事業者か免税事業者かに関わらず、全ての取引において仕入税額控除が認められており、センターは会員に支払う配分金に関して消費税納税の必要がないということで、現状、センターの</p>
--------	---



ほうも納税の必要がないというものでございます。

その中に簡単な図で、矢印で流れがあるんですが、ちょっと見ていただきますと、一番右側に発注者ということで、発注者からまず仕事の依頼がセンターにございます。センターがそれを受けて、そして仕事を会員に提供するという流れになります。このとき、センターと会員においては、従業員とかの関係ではなくて、会員はあくまで一つの事業者という位置づけになります。

仕事が終わったということで、今度は発注者のほうから料金の支払いがございませう。まず、発注者からセンターのほうに、ここの例で行きますと、本体が1万円、それに消費税が1,000円ということで、1万1,000円料金が支払われます。そして、センターが預かって、それを会員に支払うということで、配分金という形でいただいた金額を支払うということになります。このとき、会員の配分金に含まれる消費税1,000円、この支払消費税は控除の対象というふうになるわけでございます。したがって、発注者からセンターは預かり消費税1,000円をいただきます。いただいた分、支払消費税、会員に払った分1,000円、これが控除の対象になりますので、納税額はゼロということで、センターも納税の必要がないというふうな現状でございます。

これでインボイス制度が導入されるとどうなるかということで、3番目に入りますが、インボイスを介在した取引のみが仕入税額の控除が認められるということになるわけで、ここで、センターの会員は免税事業者であり、インボイスを発行できない。このためセンターはインボイス制度が実施されると仕入税額控除ができなくなり、このため新たに多額の消費税負担が発生するということになります。

算式がございませうが、預かり消費税を発注者が1,000円いただいておられます。そして、また会員に支払いますけど、これが控除に認められないということで、納税額1,000円の負担が発生するというものになります。つまり、センターは会員に消費税を払います。払うんですけど、会員が課税事業者じゃないために、払っても払ったことにならない。そこで会員へ支払っている消費税と同額を今度は税務署のほうに納めなくてはならなくなるというようなことになってまいります。

じゃあ、どれぐらい年間支払うようになるのかということで、これ、令和3年度の例で行きますと、年間877万5,000円の負担が発生するというようなことになります。

経過措置がございまして、最初の3年間は100%払わなくていいよ、そのうち20%だけ払えばいいよ、そして次の3年間は半分がいい、50%でいいからということで、そういう経過措置はございませう。したがって、6年後に100%払うというような経過措置がございませう。

ここで、次の4番のインボイス制度の問題点を挙げておられますが、まず1つ目、一般の商取引は相手を課税事業者とする選択が可能だが、センターは会員としか取引できないということがございませう。免税事業者との取引をやめて課税事業者と取引をすればいいじゃないかという発想もあるかと思いますが、会員としかセンターは取引ができませんので、もう、そこはちょっと無理な話になってまいります。また、会員としか取引できないということであれば会員に課税事業者になってもらえばいいじゃないかという発想も出てまいります。課税事業者になるということは、当然、消費税を払うことになりませうし、ただでさえ少ない手取り収入がそれで減る。さらに、煩雑な納税事務の手続きも課せられるということで、会員にとってはもうデメリットしかないわけでございます。そもそも消費税免税というのは、小規模事業者にとっての正当な権利でありますので、強制的に会員に課税事業者に登録してくださいねということにはできないというものがございませう。

次のポツなんですけど、毎年度の財政は収支相償が会計原則で余剰金はなく、新たな税負担の財源がないということです。

センターは公益社団法人でございまして、厳しく収支相償というのが指導あるわけ  
でございまして、収支相償、いわゆるとんとん、もしくは支出が少し上回る、そうい  
った会計にしなさいよという指導が厳しくあっております。したがって、財源とい  
いますか、貯金みたいなものはございまして、新たな税負担の財源がこうなるとい  
よという問題点でございます。

じゃあ、その財源がないならつくればいいじゃないかという発想になるかと思いま  
すが、その次のポツですね。財源をつくるために、発注者からいただく料金、これを  
値上げしたらどうかという話になるかと思えますけど、現在13%の事務手数料をい  
ただいております。これで例えば10%増やして、23%の手数をいただくという  
ことになれば、その料金、かなり値上がりになってまいりまして、お客さんのセンタ  
ー離れが起こるんじゃないか。そうすると仕事量が大幅に減ってくるおそれがあるん  
じゃないかという危惧を抱いております。

次、最後です。逆に、会員の配分金、会員に渡している配分金を10%引き下げれ  
ばちょうどあるんじゃないかという発想については、もともと福岡県の最低賃金を下回  
らないようにとここでちょっと現状合わせております。10%を下げるとなると、も  
う簡単に下回ってしまいまして、非常に実態的に難しいということがございま  
す。もともと、これは全国平均なんですけど、会員の月収というのが約3万5,000  
円ぐらいです。平均的な会員の月収というのは、うちも大体それよりちょっと下くら  
いにはなるんですが、大体3万5,000円ぐらいというところでございますけど、こ  
の程度の僅かな収入から、さらに10%も引き下げるということになると、かなりの  
減収に相当するということになりますので、仮に引き下げた場合に会員のモチベー  
ションがかなり低下しまして、それによって退会者の続出を招くんじゃないかとい  
うことで、それがシルバー事業の衰退につながるという危惧を抱いております。

そういった問題点を踏まえて、5番目のシルバー人材センターの理念ということで  
記載がありますけど、もともとがセンター会員の就業というのが、報酬よりも社会参  
加や健康維持に重きを置いた生きがい就業というのがございます。働くことで高齢者  
にとって元気になってもらい、それで地域社会の社会づくりに寄与するというのがも  
とからのシルバーの目的でございますので、通常の雇用関係の下で働く労働者の就業  
あるいは一般の個人事業主の就業とは異なるものでございます。

このため、法律で雇用によらない就業ということで、特別の位置づけがなされてお  
るところです。


しかし、それにもかかわらず、形式的に個人事業主であるということをもって、こ  
の制度をそのまま適用するということが問題であり、特例的な取り扱いがぜひ必要と  
いうスタンスでいるところでございます。同じ1,000万円以下の小規模事業者で  
も特例がありまして、例えば農協特例みたいに、農家が農産物の販売をJAに委託す  
る場合、仕入れ税額の免除という特例もありますし、卸売市場特例みたいな特例もご  
ざいます。そういった特例がぜひ必要だというスタンスでございます。

6番で国への要望事項ということで上げておりますが、当然うちのセンターだけ  
ではない全国的な問題ですので、全国組織で、今、動いております。全国シルバー人材  
センター事業協会というところで、政府・自民党関係省庁へ次の特例措置を要望中と  
いうことで、①で消費税の特例措置ということでインボイス制度の適用を除外してほ  
しいという要望をしております。

一番下に(注)でありますけど、その特例ができない場合、追加的な財政支援を継  
続的に受けなければセンターの事業運営は困難になりますということで、要望をして

	<p>おるところです。なかなかちょっと厳しい状況と情報が入っておるところでございます。</p> <p>そして、7番の全国のセンターにおける取り組みということで、それぞれの地域でのセンターにおいても取り組みをしております、草の根運動ということで、それぞれのセンターでそれぞれの地域の議会に請願要望を出して、国へこういった声を届けようじゃないかということで運動を展開しております。これまで6月時点の数字なんですけど、全国190に及ぶ地方議会でインボイスについて特例を求める意見書を決議していただいて、国へ意見書の提出をしていただいているという状況でございます。</p> <p>このように、インボイス制度が導入されると非常にセンターの事業運営が厳しくなるという、この切実な声をぜひとも国へ届けてもらいたく、特例措置を国へ求める請願書を提出した次第でございます。</p> <p>ぜひとも、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することがないように、センターが安定的な事業運営が継続してできるように、意見書について、どうか議員の皆様のご賛同をお願いしたいと思っております。</p> <p>それから、裏面に少し前の新聞記事になりますが、センターの窮状が分かる内容の記事がありましたので添付をしております。後でお読み取りいただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>以上で請願者からの説明が終わりました。</p> <p>次に、紹介議員の説明を求めます。</p> <p>木村博文議員</p>
木村博文議員	<p>お疲れさまです。</p> <p>ただいま説明がありましたように、シルバー人材センター事業においては、温暖化等も含めて社会の様々な諸条件により大変問題、課題が山積しておるところでございます。その上に、今回のインボイスが導入されることになると、やはり運営母体であるこのセンター自体にこれからの安定運営が心配されるところでございます。</p> <p>どうぞ今回の請願趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますように、紹介議員であります私からもお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ほかに補足説明がありますか。ないですね。</p> <p>以上で関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、請願第4号に対する質疑に入ります。</p> <p>請願者、紹介議員、担当部局に対し、質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>河内委員</p>
河内委員	<p>公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の調べでは、加入している会員数は令和2年、2022年現在、全国でおよそ70万人、団体数が1,335団体、契約金は3,036億円、1人あたりの年平均請負高は44万7,000円となっています。</p> <p>1人あたりの年間収入が税込み43万円という零細な高齢者に、消費税の納税をなささいというのがインボイス制度です。</p> <p>去年の消費税の納税額は、簡易課税を選択したとしても1万9,500円になります。この納税のために、高齢者は税務署に事業者登録番号をもらう申請をし、番号つきの正規の請求書を発行し、それを7年間保存し、毎年、消費税の申告、納税をするというものです。</p> <p>恐らくシルバー人材センターから脱会する加入者が続出するのではないかと思いますけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。</p>
倉掛事務局長	委員長。

委員長	どうぞ。
倉掛事務局長	<p>おっしゃるとおり、危惧しておるのが、これ以上配分金を下げると、もうやってられないよということで、会員がもうやめられる方が続出するんじゃないかなと心配しております。</p> <p>先ほど申したとおり、逆に発注者からの手数料を上げるとなると、今度は逆に仕事が減るんじゃないかということで、そちらの心配もしております。そうなるともう特例で今までどおりということで免税していただくということで、何とかできないかということで、全国でも運動している状況でございます。</p> <p>何ともちょっと、如何ともし難いところがあるところなんです、そういう状況です。</p>
委員長	ほかにありますか。 (質疑なし)
委員長	<p>なければ、これで質疑を終わります。</p> <p>以上で請願者からの説明が終わりました。</p> <p>請願者、紹介議員、福祉課長の皆様には、ここで退席をしていただきます。</p> <p>大変お疲れさまでした。</p> <p>(請願者、紹介議員、福祉課長退室)</p>
委員長	<p>これより討論に入ります。</p> <p>まず、請願第4号に反対の反対討論を許します。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>次に、賛成者の賛成討論を許します。</p> <p>河内委員</p>
河内委員	<p>シルバー人材センター以外にも実際に影響を受ける業種というのは、個人タクシー、赤帽などの配達業、ウーバーイーツなどの宅配パートナー、ホステス、映画や演劇の俳優、脚本家、編集者、ライター、音楽家、イラストレーター、英会話学校や塾の講師、生保や損保の代理店、一人親方などの建築、下請、農家、駐車場経営者、ヤクルトレディー等々があり、シルバー人材センター以外の業界も同様の事態を招くことになりかねません。</p> <p>インボイス制度は、中曽根売上税で国民の批判を受け、廃案となった仕組みです。そのため、竹下消費税はインボイス制度を採用できなく、現行のアカウント方式、帳簿方式になったんです。</p> <p>インボイス制度導入の第一の目的は、今後、消費税の税率をヨーロッパ並みの20%まで引き上げるためです。増税は、所得の低い人ほど負担が重くなる消費税の、これ以上の増税は絶対に許してはなりません。</p> <p>インボイス制度は廃止すべきという考えであり、この請願にも賛成を表明します。</p>
委員長	<p>以上で、討論を終結いたします。</p> <p>これより、請願第4号「消費税制度の適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営のための適切な措置を国に求める請願書」を採決いたします。</p> <p>請願第4号は、採択することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、請願第4号「消費税制度の適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営のための適切な措置を国に求める請願書」は採択と決しました。</p>

	<p>お諮りします。  ただいま採択しました請願第4号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思いを。  これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。  したがって、意見書を提出者、委員長名にて発議いたします。  また、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思いをしますが、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
委員長	<p>ご異議ありませんので、そのように決定いたします。  以上で、請願第4号の審査を終了します。</p>
散会	
委員長	<p>以上で、本日、本委員会に付託されました請願の審査は全て終了しましたので、文教厚生常任委員会を閉会いたします。  お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(10:54)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">文教厚生常任委員長 </p>